

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について (概要)

令和 3 年 12 月
経済産業省
国土交通省
環境省

I. 背景

- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）においては、低炭素建築物（二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって法第 54 条第 1 項の認定を受けた法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画に基づき新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。以下同じ。）について、当該建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物のエネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）を超え、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「低炭素建築物認定基準」という。）に適合すること等を求めている（法第 53 条及び第 54 条）。
- 2020 年 10 月、第 203 回臨時国会の内閣総理大臣所信表明演説において 2050 年カーボンニュートラルについて宣言されたことを踏まえ、経済産業省・国土交通省・環境省が連携して「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」を設置し、2021 年 8 月に「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」がとりまとめられた。当該とりまとめにおいては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の取組拡大に向け、各種制度における要求水準を整合させる観点から「誘導基準や長期優良住宅及び低炭素建築物の認定基準を ZEH 基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させること」等とされている。また、再生可能エネルギーの利用拡大の観点から、「低炭素建築物の認定基準について、（略）太陽光発電設備等再生可能エネルギー導入設備を設置した ZEH・ZEB を要件化すること」とされており、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会等において議論がなされたところ。
- 今般、これを踏まえ、現行の低炭素建築物認定基準の水準を ZEH・ZEB 基準の水準に引き上げる必要があるため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令 86 号）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示 119 号）について所要の改正を行う。

II. 改正の概要

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る様式の改正

低炭素建築物の認定申請について、現行制度では、(a) 建築物全体 (b) 住戸の部分のみ (c) 建築物全体及び住戸の部分の3つの申請類型を設けているところ、低炭素建築物の認定基準について、再生可能エネルギーを利用するための設備(太陽光発電設備等)の建築物への導入を要件化することから、(a)のみとする改正等を行う。

(2) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の改正

① 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準の見直し

- 「非住宅建築物に係る判断の基準」、「住宅に係る判断の基準」等として、省エネ基準を一定程度上回る水準の省エネ性能(※1)を求めているところ、これを改め、建築物のエネルギー消費性能基準を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下「誘導基準」という。)に適合すること(※2)とする改正を行う。

※1 省エネ基準に定める基準一次エネルギー消費量を10%以上下回ることを求めている。

※2 誘導基準については、別紙1の通り、ZEH・ZEB基準の水準に引き上げる改正を行い、省エネ基準に定める基準一次エネルギー消費量を20~40%以上下回ることを求める予定。

- また、当該誘導基準における共同住宅の誘導基準一次エネルギー消費量の算定方法について、再生可能エネルギーを利用するための設備の建築物への導入を要件化することから、単位住戸と共用部のエネルギー消費量の合計で算定するものに限ることとする(別紙2参照)。

② 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準の見直し

(a) 再生可能エネルギーを利用するための設備の設置に関する要件の追加

建築物の低炭素化のための措置の要件の必須項目として、別紙4の第1(1)の通り、再生可能エネルギーを利用するための設備を導入する要件[※]を追加。

※ 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する要件

- ・ 戸建住宅にあっては、「再生可能エネルギーを利用するための設備を導入すること」及び「当該住宅に係る基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)から別紙1のII. 1.(2)①による改正後の誘導基準における設計一次エネルギー消費

量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を減じた数値と、再生可能エネルギーを利用するための設備で得られるエネルギー量の合計を、基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギーを除く。）の50%以上とすること」

- ・ 共同住宅及び非住宅建築物にあっては、「再生可能エネルギーを利用するための設備を導入すること」

(b) 選択項目における充放電設備の設置の追加

建築物の低炭素化のための措置の要件の一つとして、別紙4の第1（2）の項目9に「電気自動車等と建築物間で充放電するための設備（電気自動車等に充電のみする設備を含む。）の設置」を追加。

(c) 選択項目における適合項目数の変更

建築物の低炭素化のための措置について、別紙4の第1（2）の通り、9の項目のうち1以上の項目への適合を求める改正を行う。

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布：令和4年3月

施行：令和4年秋頃